

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	南島原市 健康管理システム(予防接種) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、健康管理システム(予防接種)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南島原市長

公表日

令和4年6月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>南島原市では予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項、115の2の項(別表第二省令における情報提供の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型コロナウイルス感染症等対策特別対策措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項)(別表第二省令における情報照会の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務秘書課、福祉保健部こども未来課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 ☎0957(73)6621</p> <p>859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部こども未来課 ☎0957(73)6652</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月19日	8. 連絡先	総務部秘書広報課 ☎050(3381)5001 福祉保健部こども未来課 ☎050(3381)5050	総務部秘書広報課 ☎0957(73)6622 福祉保健部こども未来課 ☎0957(73)6652	事後	
平成30年7月4日	5.②所属長の役職名	こども未来課長 永友 須美	こども未来課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	新規記入	事後	シート追加による新規記載
平成31年4月1日	7. 請求先	総務部秘書広報課、福祉保健部こども未来課	総務部総務秘書課、福祉保健部こども未来課	事後	
平成31年4月1日	8. 連絡先	総務部秘書広報課 ☎0957(73)6622	総務部総務秘書課 ☎0957(73)6621	事後	
令和2年6月22日	8. 連絡先	長崎県南島原市有家町山川58番地	長崎県南島原市有家町山川58番地1	事後	
令和2年6月22日	しきい値判断項目 1. 対象人数いつ時点での計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月22日	しきい値判断項目 2. 取り扱い者数いつ時点での計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年1月29日	1. ②事務の概要	南島原市では予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。	南島原市では予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。	事後	
令和3年1月29日	法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10号	番号法第9条第1項 別表第一 第10号、93号の2	事後	
令和3年1月29日	4. ②法律上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2 第17号、18号、19号	番号法第19条第7項 別表第2 第17号、18号、19号、115号の2	事後	
令和3年1月29日	8. 連絡先	859-2202 長崎県南島原市有家町山川58番地1	859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地	事後	
令和3年1月29日	評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年1月29日	II.1いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年1月29日	II.2いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年1月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月15日	I、4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2 第17号、18号、19号、115号の2	<p>【提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2項、16の3項、115の2項 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2</p> <p>【照会】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別対策措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2項、17項、18項、19項、115の2項) (別表第二省令における情報照会の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2</p>	事後	
令和3年6月24日	I、3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10号、93号の2	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月24日	I、4. ②法令上の根拠	<p>【提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2項、16の3項、115の2項 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2</p> <p>【照会】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型コロナウイルス等対策特別対策措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2項、17項、18項、19項、115の2項) (別表第二省令における情報照会の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2</p>	<p>【提供】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項、115の2の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2</p> <p>【照会】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型コロナウイルス等対策特別対策措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の3</p>	事前	
令和3年12月10日	I、1、②事務の概要	<p>南島原市では予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。</p>	<p>南島原市では予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和3年12月10日	I、1、③システムの名称	<p>健康管理システム(予防接種)、統合宛名システム</p>	<p>健康管理システム(予防接種)、統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	I、3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事後	
令和3年12月14日	IV、4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない 2)十分である	事前	
令和4年6月24日	I、4. ②法令上の根拠	<p>【提供】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項、115の2の項(別表第二省令における情報提供の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2</p> <p>【照会】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別対策措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項、115の2の項(別表第二省令における情報提供の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別対策措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条</p>	事後	